

個人情報保護要綱

(平成17年8月26日 制定)
(平成25年3月29日 改正)
(平成25年4月1日 施行)
(令和7年11月18日 全部改正)

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）及び関連法令、ガイドラインに基づき、公益財団法人札幌市芸術文化財団（以下「財団」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

2 本要綱に定めのない事項は、法及び関連法令、ガイドラインに従うこととする。

(本要綱における定義)

第2条 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）及び個人識別情報（マイナンバー）を含むものをいう。

2 「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

3 「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものの（利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものを除く。）をいう。

(1) 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの

(2) 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるよう体系的に構成したものとして政令で定めるもの

4 この章において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

5 「保有個人データ」とは、財団が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの又は1年以内の政令で定める期間以内に消去することとなるもの以外のものをいう。

6 「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(公表)

第3条 財団は、その事業活動に関する社会の信頼を確保するため、本要綱を公表する。

第2章 個人情報の適正な取扱の確保

(利用目的の特定)

- 第4条** 財団は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。
- 2 財団は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行つてはならない。

(利用目的による制限)

- 第5条** 財団は、法に定める場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱つてはならない。
- 2 財団は、法に定める場合を除き、合併その他の事由により他の事業者から事業を承継することに伴つて個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱つてはならない。

(不適正な利用の禁止)

- 第6条** 財団は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

- 第7条** 財団は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。
- 2 財団は、法に定める場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

(取得に際しての利用目的の通知等)

- 第8条** 財団は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。
- 2 財団は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴つて契約書その他の書面（電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。
- 3 財団は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。
- 4 前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
- (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより財団の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
 - (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必

要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(個人データの正確性の確保等)

第9条 財団は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するものとする。

(安全管理措置)

第10条 財団は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(個人情報の取扱いに関する管理責任者)

第11条 財団は、事務局長を個人情報の取扱いに係る管理責任者とする。

(従業者の監督等)

第12条 財団は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 財団は、その従業者に対し、個人情報保護及び個人データの安全管理を徹底するために必要な教育及び研修を実施する。

(委託先の監督)

第13条 財団は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(漏えい等の報告等)

第14条 財団は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものが生じたときは、個人情報の保護に関する法律施行規則（以下、「規則」という。）に従い、個人情報保護委員会（以下、「委員会」という。）に報告しなければならない。ただし、財団が、他の個人情報取扱事業者等から当該個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であって、当該事態が生じた旨を当該他の個人情報取扱事業者等に通知したときは、この限りでない。

2 前項に規定する場合には、財団は、本人に対し、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。

(第三者提供の制限)

第15条 財団は、法に定める場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

2 財団は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項

について、規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。ただし、第三者に提供される個人データが要配慮個人情報又は第7条第1項の規定に違反して取得されたもの若しくは他の個人情報取扱事業者からこの項本文の規定により提供されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）である場合は、この限りでない。

- (1) 財団の名称及び住所、代表者の氏名
- (2) 第三者への提供を利用目的とすること。
- (3) 第三者に提供される個人データの項目
- (4) 第三者に提供される個人データの取得の方法
- (5) 第三者への提供の方法
- (6) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。
- (7) 本人の求めを受け付ける方法
- (8) その他個人の権利利益を保護するために必要なものとして規則で定める事項

3 財団は、前項第1号に掲げる事項に変更があったとき又は同項の規定による個人データの提供をやめたときは遅滞なく、同項第3号から第5号まで、第7号又は第8号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、委員会に届け出なければならない。

4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

- (1) 財団が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合
- (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
- (3) 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。
 - ア 共同して利用すること
 - イ 共同して利用する個人データの項目
 - ウ 共同して利用する者の範囲
 - エ 利用する者の利用目的
 - オ 当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

5 財団は、前項第3号に規定する個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならぬ。

（第三者提供に係る記録の作成等）

第16条 財団は、個人データを第三者に提供したときは、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

い。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 国の機関
- (2) 地方公共団体
- (3) 独立行政法人等
- (4) 地方独立行政法人

(保有個人データに関する事項の公表等)

第17条 財団は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

- (1) 財団の名称及び住所、代表者の氏名
 - (2) 全ての保有個人データの利用目的（第8条第4項第1号から第3号までに該当する場合を除く。）
 - (3) 次項の規定による求め又は次条第1項、第19条第1項、第20条第1項若しくは第21条第1項の規定による請求に応じる手続（第24条第2項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。）
 - (4) 前三号に掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項として政令で定めるもの
- 2 財団は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- (1) 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合
 - (2) 第8条第4項第1号から第3号までに該当する場合
- 3 財団は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

第3章 保有個人データの開示等

(開示)

第18条 本人は、財団に対し、電磁的記録の提供による方法その他の規則で定める方法により、当該本人が識別される保有個人データの開示を請求することができる。

- 2 財団は、前項の規定による請求を受けたときは、本人に対し、同項の規定により当該本人が請求した方法（当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (2) 財団の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - (3) 他の法令に違反することとなる場合
- 3 財団は、第1項の規定による請求に係る保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたとき又は当該保有個人データが存在しないときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

- 4 他の法令の規定により、本人に対し第2項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、第1項及び第2項の規定は、適用しない。
- 5 第1項から第3項までの規定は、当該本人が識別される個人データに係る第16条第1項の記録（その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるものを除く。第23条第2項において「第三者提供記録」という。）について準用する。

(訂正等)

- 第19条** 本人は、財団に対し、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないときは、当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を請求することができる。
- 2 財団は、前項の規定による請求を受けた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。
 - 3 財団は、第1項の規定による請求に係る保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

(利用停止等)

- 第20条** 本人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、財団に対し、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下、「利用停止等」という。）を請求することができる。
- (1) 当該本人が識別される保有個人データが第6条の規定に違反して取り扱われているとき
 - (2) 第7条の規定に違反して取得されたものであるとき
 - (3) 当該本人が識別される保有個人データに係る第14条第1項本文に規定する事態が生じた場合
 - (4) 当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合
- 2 財団は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるべきは、この限りでない。
 - 3 財団は、第1項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について、第2項の規定による利用停止等の措置をとったとき又は利用停止等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(第三者提供の停止)

- 第21条** 本人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、財団に対し、当該保有個人データの第三者への提供の停止を請求することができる。
- (1) 当該本人が識別される保有個人データが第15条第1項の規定に違反して第三者に提

供されているとき

- (2) 当該本人が識別される保有個人データに係る第14条第1項本文に規定する事態が生じた場合
 - (3) 当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合
- 2 財団は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 3 財団は、第1項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について、第2項の規定による第三者への提供を停止する措置をとったとき又は第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(理由の説明)

第22条 財団は、第17条第3項、第18条第3項、第19条第3項、第20条第3項又は前条第3項の規定により、本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

(開示等の求めに応じる手続)

第23条 財団は、第15条第2項の規定による求め又は第18条第1項、第19条第1項若しくは第20条第1項、第21条第1項の規定による請求（以下「開示等の請求等」という。）に関し、その求め又は請求を受け付ける方法を定める。この場合において、本人は、当該方法に従って、開示等の請求等を行わなければならない。

2 財団は、本人に対し、開示等の請求等に關し、その対象となる保有個人データ及び第三者提供記録を特定するに足りる事項の提示を求めることができる。

3 開示等の請求等は、本人の法定代理人及び本人が委任した代理人によってすることができる。

(手数料)

第24条 財団は、第17条第2項の規定による利用目的の通知を求められたとき又は第18条第1項の規定による開示の請求を受けたときは、当該措置の実施に關し、手数料を徴収することができる。

2 財団は、前項の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。

第4章 苦情処理

(苦情の処理)

第25条 財団は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければなら

ない。

- 2 財団は、前項の目的を達成するため、苦情受付窓口の設置、苦情処理手順の策定等、必要な体制の整備に努めなければならない。

第5章 特則

(指定管理者としての業務の特則)

- 第26条** 財団は、札幌市から指定を受けた指定管理者としての業務を行うに当たって財団が保有する個人情報につき、札幌市から提出の要求があったときは、速やかに応じなければならない。

第6章 補則

(要綱の見直し)

- 第27条** 財団は、適切な個人情報の保護を維持するため、常に個人情報の取得及び管理の状況を把握し、必要に応じて個人情報保護のための措置を見直すこととする。

(細則)

- 第28条** この要綱の施行に必要な事項は、総務課長が別に定める。

(改廃)

- 第29条** この要綱の改廃は、事務局長が行う。

附 則

- 1 この要綱は、公益財団法人札幌市芸術文化財団の設立登記の日から施行する。
2 この要綱の施行の日前に、財団法人札幌市芸術文化財団が保有する個人情報の保護に関する規則に基づき行われた手続きその他の行為は、この要綱に基づき行われた手続きその他の行為とみなす。

附 則

この規則は、令和7年11月18日から施行する。